

岩手県国土強靱化地域計画連絡会議設置要綱

(目的)

第1 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)に定める国土強靱化に関する情報を共有し、必要な対応を検討するため、「岩手県国土強靱化地域計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化に関する情報の収集に関すること
- (2) 国土強靱化地域計画策定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議には、議長を置き、政策地域部政策推進室政策監をもって充てる。
- 3 議長は、必要に応じ、第1項に定める者以外の関係者を招集することができる。

(会議の招集)

第4 連絡会議は、必要に応じ開催するものとし、議長が招集する。

(事務局)

第5 連絡会議の事務局は、政策地域部政策推進室政策担当に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

部局等	室課名	職名
秘書広報室	秘書課	管理課長
総務部	総務室	管理課長
	財政課	予算担当課長
	管財課	管理担当課長
	総合防災室	防災危機管理担当課長
政策地域部	政策推進室	政策監
		調整監
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	企画課長
環境生活部	環境生活企画室	企画課長
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長
商工労働観光部	商工企画室	企画課長
農林水産部	農林水産企画室	企画課長
県土整備部	県土整備企画室	企画課長
復興局	復興推進課	総括課長
医療局	経営管理課	企画予算担当課長
企業局	経営総務室	経営企画課長
教育委員会	教育企画室	企画課長
警察本部	警務部警務課	警務課長